



バーゼル銀行監督委員会による 市中協議文書 「気候関連金融リスクの開示」 の公表について

2024年1月
金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会の公表文書の内容への理解促進の一助として、作成されたものです。公表文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

目次

1. 背景・経緯
2. 提案の概要
 - (1) 全体像
 - (2) 質問事項
 - (3) 定性開示様式
 - (4) 定量開示様式
3. 今後の予定

1. 背景・経緯

1. 背景・経緯 (1/2)

- バーゼル銀行監督委員会(以下、バーゼル委)は、気候関連金融リスクに対し、1柱<規制>・2柱<監督>・3柱<開示>横断の包括的な取組みを進めている。
- 気候関連金融リスクについて、「概念としては、既存のリスクカテゴリー(信用リスク、市場リスク等)で捕捉可能であること」や、「現状のリスク計測手法はかなりの単純化や仮定に頼らざるを得ない状況であり、課題が多いこと」を指摘した上で、これまでに、**1柱**や**2柱**に関する文書を順次公表している。

バーゼル委による気候関連金融リスクに関する対外的な公表文書

2021年4月	調査レポート: 気候関連金融リスクの波及経路 ¹
2021年4月	調査レポート: 気候関連金融リスクの計測手法 ²
2022年6月	2柱 : 気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則 ³
2022年12月	1柱 : 気候関連金融リスクに関するよくある質問<FAQ> ⁴

1: Basel Committee on Banking Supervision, Climate-related risk drivers and their transmission channels, April 2021, www.bis.org/bcbs/publ/d517.pdf.

2: Basel Committee on Banking Supervision, Climate-related financial risks – measurement methodologies, April 2021, www.bis.org/bcbs/publ/d518.pdf.

3: Basel Committee on Banking Supervision, Principles for the effective management and supervision of climate-related financial risks, June 2022, www.bis.org/bcbs/publ/d532.pdf.

4: Basel Committee on Banking Supervision, Frequently asked questions on climate-related financial risks, December 2022, www.bis.org/bcbs/publ/d543.pdf.

1. 背景・経緯 (2/2)

- **3柱**に関して、バーゼル委は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)を含む、主要な基準設定主体の開示基準との相互運用性を重視しつつ、2023年6月に公表されたISSBの「IFRSサステナビリティ開示基準」(以下、ISSB基準)を補完する形で、国際的に活動する銀行に適用される開示の枠組みを検討。
- また、バーゼル委は、気候関連のデータの質や精度にまだ課題が残る発展段階にあることを認識しつつも、開示の枠組みを設定することで、こうした課題を解決するきっかけになり、銀行におけるデータの利用可能性の向上やフォワードルッキングなリスク管理の促進に繋がることも展望している。

こういった背景・経緯のもと

- 今般、バーゼル委は、開示の枠組みに関する初期的な検討結果や予備的な提案を取り纏め、市中協議文書の公表に至った。

(注)従来の1柱・2柱・3柱とは異なり、今回の3柱開示はリスクアセットや資本賦課計算とは直接的に関係のない位置づけにある。

<参考>バーゼル委による気候関連金融リスクに関する対外的な公表文書

1 調査レポート: 気候関連金融リスクの波及経路(2021年4月)

- 気候関連金融リスクを発生させ得るリスク要因と、それらが金融システムに影響を及ぼす波及経路について、先行研究のサーベイを実施し、報告書として取り纏めた。
- 本報告書では、気候関連金融リスクが——リスク顕在化の時間軸の長さ等は既存のリスク管理枠組みで想定される範囲とは異なるが、概念としては——既存のリスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク等）で捕捉可能であることを指摘。

2 調査レポート: 気候関連金融リスクの計測手法(2021年4月)

- 業界関係者を招いたアウトリーチ会合の開催やサーベイの実施などを通じて、銀行や当局におけるプラクティス（気候関連金融リスクの把握方法、計量化の手法等）に関する調査を実施し、報告書として取り纏めた。
- 本報告書では、データ制約等の影響から、現状のリスク計測手法はかなりの単純化や仮定に頼らざるを得ない状況であり、課題が多いことを指摘。

3 2柱: 気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則(2022年6月)

- 本文書では、気候関連金融リスクの管理やガバナンスといった項目について、銀行および監督当局が遵守すべき合計18の原則を提示（銀行向け：12個、監督当局向け：6個）。気候関連分野における対応が法域・金融機関ごとにばらつきが大きいことや関連実務が発展途上にあることを踏まえ、概括的な内容となっている。
- 本文書は、バーゼル枠組みにおける「基準(standards)」を補完する「ガイドライン」との位置付け。各法域での実施状況は、バーゼル委内での情報交換やサーベイの実施等を通じて、モニタリングされる。

4 1柱: 気候関連金融リスクに関するよくある質問<FAQ>(2022年12月)

- バーゼル枠組みのうち、関連するリスクカテゴリー（信用、オペ、市場、流動性）に関するいくつかの規則につき、現行基準の範疇でどのように気候関連金融リスクを捉えるべきかについて明確化したもの。バーゼル規制の修正・変更ではない。
- 本文書は、銀行に対してリスク計測手法の継続的な高度化やリスクの削減を求めつつも、実施にあたっての対応の柔軟性を許容することで、国際的に整合性がとれたバーゼル枠組みの実施を促すことを企図している。

2. 提案の概要 (1) 全体像

2. 提案の概要

(1)全体像

- バーゼル委は、気候関連のデータの質や精度にまだ問題が残る発展段階にあることを認識しつつも、開示の枠組みが問題を解決するきっかけになり、銀行におけるデータの利用可能性の向上やフォワードルッキングなリスク管理の促進に繋がることを展望している。
- これまでの3柱開示では、気候関連金融リスクがリスクドライバーとして銀行にどのような影響を与えるかについて明示的で比較可能な情報は含まれておらず、今回新たに開示様式を検討することに至ったもの。
- 今般の市中協議では、2つの定性様式と5つの定量様式が示されているが、必須(mandatory)とするか、各国裁量(subject to national discretion)とするか、を特定していない様式・要素がある。幅広く関係者の意見を聞いた上で判断するとしている。

2. 提案の概要

(1) 全体像(ブレークダウン)

①市中協議の特徴 — 市中から幅広い意見の募集

- 今回の市中協議は、バーゼル委の3柱開示の枠組みに関する初期的な検討結果や予備的な提案を纏めたものと位置づけられている。
- 本文書には、合計54個の設問が設定されており、気候関連金融リスクに対する3柱開示の枠組み導入に向けて「市中から幅広い意見」を求めている。

具体的には

- ✓ **開示のフレームワークに関する設問**として、「トレーディング勘定を開示対象に含めるべきか(Q6)」、「開示を<必須><法域による裁量で任意>とすべき要素(Q8)」、「第三者保証の必要性(Q10)」「開示基準の適用日(2026年1月1日)の実現可能性(Q52-Q53)」等について意見を求めている。
- ✓ **個々の開示指標案に関する設問**として、「開示の意義」、「開示指標の計測方法」、「開示実務上の制約」等について意見を求めている(Qは各指標ごとに設定されている)。

2. 提案の概要

(1) 全体像(ブレークダウン)

② 開示基準の特徴 — 柔軟な対応

- 現状における各国の開示実務のバラつきを踏まえ、開示基準の適用には法域の裁量による一定の柔軟性を持たせることを企図している。
 - ✓ 本文書には、2つの定性様式と5つの定量様式が例示されている。

開示様式の例示		開示の要否
定性 様式	ガバナンス・戦略・リスク管理の説明 移行リスク/物理的リスクの補足説明・集中リスクの説明	市中の意見 を踏まえ、「必 須」とするか 「法域の裁 量」とするか 検討する方針
定量 様式	セクター別エクスポージャーおよびファイナンスド・エミッショ ン（以下、FE）の開示（将来予想を含む） 物理的リスクの影響を受けやすいエクspoージャーの開示	
	担保不動産のエネルギー効率性水準で区分したエクspoージャーの 開示	
	セクター別の排出係数/排出原単位の開示（将来予想を含む）	法域の裁量
	セクター別の資本市場・アドバイザリー活動に関するファシリティテッ ド・エミッションの開示（将来予想を含む）	

2. 提案の概要

(1) 全体像(ブレークダウン)

②開示基準の特徴 — ISSB基準との主な相違点(1/2)

- バーゼル委が提案する開示基準は、ISSB基準との相互運用性を考慮し、ISSB基準に銀行監督の観点から必要と考えられる要素を補完する形となっている。

- ✓ **気候変動の「リスク」に注目** : バーゼル委のマンデートに従い、銀行が影響を受けやすい気候変動の「リスク」に着目している

(注)ISSB基準で考慮される気候変動の「機会」は対象外。

- ✓ **将来予想(Forecasts)** : 銀行が目標値や計画を設定している場合に限り、将来予想(Forecasts)を開示することを提案。

(i)セクター別FE、(ii)戦略・リスク管理に関する定性開示、(iii)セクター別排出係数/排出原単位(以下、排出係数)、(iv)セクター別ファシリティッド・エミッションの4つの開示情報において、フォワードルッキングな情報開示の有益性に言及。

2. 提案の概要

(1) 全体像(ブレークダウン)

② 開示基準の特徴 — ISSB基準との主な相違点(2/2)

- ✓ **バーゼル委固有の定性開示**: 気候変動の集中リスク(潜在的な影響、評価/モニタリングプロセス等)に関する定性開示を追加で提案。なお、集中リスクについては、定量指標の必要性に関する質問が示されている。
- ✓ **バーゼル委固有の定量開示**: 例示されている定量指標には、「担保不動産のエネルギー効率性水準で区分したエクスポージャーの開示」、「セクター別の排出係数の開示」、「セクター別の資本市場・アドバイザリー活動に関するファシリティテッド・エミッションの開示」といったISSB基準では要求されていない開示指標が含まれている。

また、一部の定量指標で開示するエクスポージャーについて「資産の質(引当金、不良債権の金額)、満期区分」といった要素(ISSB基準を超える高粒度な情報)の開示が提案されている。

- ✓ **適用範囲および基準日**: 国際的に活動する銀行に対し、2026年1月1日からの適用が提案されている。

＜参考＞気候関連金融リスクの3柱開示と既存の枠組みとの比較

- バーゼル委は、これまで主に規制(1柱対応)、監督(2柱対応)に基づいた開示(3柱対応)を求めてきた。
- しかし、気候関連金融リスクについては、ハイレベルな監督諸原則および1柱FAQが公表された段階で3柱枠組みに関する市中協議を行うこととなった。
- これは、データが不足しているという問題の解決に結び付くのではないか、という考えが背景にある。

(注)「気候関連金融リスクに対処するためのFSBロードマップ¹」にも記載されている。

- 同時に、今回市中協議には、既存の3柱枠組みと共通する対応も見られる。
 - ✓ 対象:連結最上位ベース
 - ✓ 頻度:各開示様式で定める(今回は全て年次)
 - ✓ 第三者による保証:銀行内部の管理プロセスで確認したもので可(開示資料に取締役等による署名<attest in writing>が求められる)

(注)IAASB(国際監査・保証基準審議会)が「サステナビリティ保証業務の一般的な要求事項²」の公開草案を公表している(コメント期間は2023年12月1日迄)。

1: FSB Roadmap for Addressing Climate-Related Financial Risks, July 2021 <https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P070721-2.pdf>.

2:IAASB Proposed International Standard on Sustainability Assurance 5000, August 2023

<https://www.iaasb.org/publications/proposed-international-standard-sustainability-assurance-5000-general-requirements-sustainability>

2. 提案の概要 (2) 質問事項

2. 提案の内容

(2) 質問事項(1/4) * 下線は注目点

質問事項	質問数	主な内容
Q1 – Q10 開示基準全般	10	<ul style="list-style-type: none">バーゼル委が開示基準を設定するメリット、設定しない場合のリスク本開示基準は、市場参加者が銀行の気候関連金融リスクへのエクスポートージャーやこれらリスクの管理を理解するのに有益か、他の開示基準と相互運用可能か、意図せざる結果をもたらすかトレーディング勘定を開示対象に含める必要性エクスポートージャーのセクター・地域分類方法<u>開示を「必須」「法域による裁量で任意」とすべき要素</u>開示基準を導入した場合に生じ得る、法的リスクやその対応策本開示基準に基づき開示した情報がより有意義であるためには、第三者による保証は必要か
Q11 – Q23 定性・定量指標全般	定性:6 定量:7	<ul style="list-style-type: none">定性・定量指標を開示するメリット各銀行間の比較可能性を促進する観点から、各定性・定量指標の開示を必須とすべきか開示情報の作成者・利用者にとって開示に向けた課題はあるか、またその対応策この他、検討すべき、有益な追加的な指標はあるかより有意義で比較可能な情報を提供するためには、各定性・定量指標をどのように改善・修正できるか気候関連金融リスクを理解する上での定性・定量指標の位置づけ<定量指標のみ>定量指標を開示するのに必要な計算手法

2. 提案の内容

(2) 質問事項(2/4) * 下線は注目点

質問事項	質問数	主な内容
Q24 - Q29 定量指標 移行リスク: セクター別エクスポー ジヤー＆ファイナンス ドエミッション(FE)	6	<ul style="list-style-type: none">・ 銀行の移行リスクへのエクスポージャーを評価するのに有益な指標か・ 当指標を開示するのに必要なデータの入手可能性やデータの質・ 開示情報の作成者にとって開示に向けた課題はあるか、またその対応策・ この他、検討すべき、有益な追加的な指標はあるか・ 当指標で開示のセクターを、世界産業分類基準(GICS)の産業レベルコード(6桁: 74産業、8桁: 最大163産業)で分類することの妥当性・ FEの計測手法について、利用された特定の方法(PCAF等)を開示することは有益か
Q30 - Q33 定量指標 物理的リスク	4	<ul style="list-style-type: none">・ <u>銀行の物理的リスクへのエクspoージャーを評価するのに有益な指標か</u>・ <u>各国当局が、物理的リスクの対象となる地域を決定した場合、開示情報の比較可能性に制約は生じるか、生じた場合の対応策</u>・ 銀行間の開示情報のばらつきを軽減し比較可能性を促進するために、物理的リスクの対象となる地域の分類について、どのような代替的アプローチを採用できるか・ この他、検討すべき、有益な追加的な指標はあるか

2. 提案の内容

(2) 質問事項(3/4) * 下線は注目点

質問事項	質問数	主な内容
Q34 – Q36 定量指標 銀行特有の指標	3	<ul style="list-style-type: none"><u>資産の質(引当金、不良債権の金額)、満期区分を開示する意義</u><u>開示情報の作成者・利用者にとって開示に向けた課題はあるか、またその対応策</u>この他、検討すべき、有益な追加的な指標はあるか
Q37 – Q41 定量指標 将来予想	5	<ul style="list-style-type: none">銀行が将来予想を設定している場合にこうした情報を開示する意義<u>将来予想は、市場参加者が銀行の気候関連金融リスクへのエクスポージャーを評価するのに有益か、</u><u>具体的にどのような情報があると有用か</u><u>開示情報の作成者・利用者にとって開示に向けた課題はあるか、またその対応策</u><u>将来予想入手できない場合、銀行の気候関連金融リスクへのエクスポージャーを評価するためにはどのような代替情報が有用となるか</u>

2. 提案の内容

(2) 質問事項(4/4) * 下線は注目点

質問事項	質問数	主な内容
Q42 – Q46 定性・定量指標 集中リスク	5	<ul style="list-style-type: none">・ 集中リスクの定量指標を開示することに対する意見・ <u>定量指標を開示することで、集中リスクに関する定性指標(戦略やリスク管理)を補完することはできるか</u>・ 開示情報の作成者・利用者にとって開示に向けた課題はあるか、またその対応策・ 物理的リスクを、6~7のハザード(洪水や山火事等)ごとに開示するには有用か・ この他、検討すべき、有益な追加的な指標はあるか
Q47 – Q48 定量指標 開示様式	2	<ul style="list-style-type: none">・ 開示様式の構成やデザイン・ 開示情報の作成者・利用者にとって開示に向けた課題はあるか、またその対応策
Q49 – Q51 定量指標 各国裁量	3	<ul style="list-style-type: none">・ 当指標の開示判断を各国当局の裁量に委ねることは有益か・ 各国当局の裁量に委ねられた開示指標は、開示作成者・利用者にとって開示に向けた課題はあるか、またその対応策・ ファシリティテッド・エミッションの開示の実現可能性、開示する意義
Q52 – Q53 適用基準日	2	<ul style="list-style-type: none">・ <u>開示基準の適用基準日(2026年1月1日)の実現可能性</u>・ <u>経過措置の必要の有無</u>
Q54 流動性リスク	1	<ul style="list-style-type: none">・ 流動性リスクの開示指標(預金・資金調達・負債関連)の必要性
計	54	

2. 提案の概要 (3) 定性開示

2. 提案の内容

(3) 定性開示 — 様式CRFRA

- CRFRAでは、気候関連金融リスクに対するガバナンス、戦略、リスク管理について説明することが提案されている。
- ISSB基準と概ね同等の開示情報となるが、バーゼル委は「リスク」に注目。
(注)ISSBは「リスク」と「機会」の両方に注目

主要な開示情報

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none">・ 気候関連金融リスクをモニタリング・管理するためのガバナンス(マネジメントの役割、監視プロセス、統制、その他手続等を含む)・ 特定した重要な気候関連金融リスク(<u>移行/物理的リスクを含む</u>)・ 気候関連金融リスクが銀行のビジネスモデル/サプライチェーン、経営成績/キャッシュフローに与える影響
戦略	<ul style="list-style-type: none">・ 気候関連金融リスクが銀行の戦略/意思決定に与える影響(<u>移行計画等を含む</u>)・ 気候レジリエンス(<u>シナリオ分析を含む</u>)
リスク管理	<ul style="list-style-type: none">・ 気候関連金融リスクを特定・評価・管理するためのプロセスや関連するポリシー(<u>シナリオ分析を含む</u>)

2. 提案の内容

(3) 定性開示 — 様式CRFRB

- CRFRBでは、**移行リスクと物理的リスク**の定量開示に関する補足説明、および**集中リスク**に関する説明をすることが提案されている。

ISSB:	含まれない
取扱い:	未確定
将来予想:	含まれる

主要な開示情報

移行リスク

- 顧客の気候変動リスクの軽減やリスク対応を目的とした、銀行のファイナンシング活動(ファイナンスの種類やプロジェクト含む)やその計画

物理的リスク

- 物理的リスクの影響を受けやすい地域別エクスポージャーを特定するための方法(考慮した慢性/急性のイベント、シナリオ等)

集中リスク

- 気候リスクの高い取引先へのエクspoージャーが銀行のリスクや財務への潜在的影響
- 気候リスクに対する脆弱なエクspoージャーの集中を特定・評価するプロセス
- セクターや地域別の気候リスクの集中リスクのモニタリング
- 気候変動の集中リスクが銀行の戦略や意思決定に与える影響

2. 提案の概要 (4) 定量開示

2. 提案の内容

(4) 定量開示 — 全般(セクター別分類または地理別分類の方法)

- 特定の定量指標において、移行リスクや物理的リスクに対するエクスポージャーを「セクター別」または「地理別」に分類して開示する場合に、共通の分類方法が示されている。
- セクター別分類については、GICS(世界産業分類基準)の6桁または8桁のコードの産業区分を基準とし(Q28)、取引先の主要な活動に基づき分類する。資金調達した取引先が持株会社の場合、持株会社の下の特定の債務者のセクターを考慮する。
 - 区分開示にあたっては、各産業のエクスポージャーの重要性に基づき開示。ただし、TCFD提言が開示を推奨する18セクターは、重要性に関わらず、最低限、区分開示が必要。
- 地理別分類については、物理的リスクの影響を受けやすい「地域」や「場所」は法域毎に当局が決定し(Q31)、取引先の主要な活動に基づき分類する。取引先が持株会社の場合、銀行が貸出を行った、持株会社傘下の特定の債務者の地理的エリアを考慮する。

2. 提案の内容

(4) 定量開示(移行リスク) — 様式CRFR1

- CRFR1は、**セクター別 エクスポージャーおよびFEの開示**を提案。
 - ✓ **セクター別エクspoージャー**: 銀行勘定のエクspoージャー(貸付・株式/債券投資等)を対象とした開示を行う。資産の質(引当金、不良債権の金額)、満期区分を示す(Q25-28)。また、オフバランスの欄にはコミットメントライン額を開示する。
 - ✓ **ファイナンスド・エミッション(FE)**: GHGプロトコルに従い計測。また、気候関連金融リスクに対する長期的なアプローチを把握する観点から、将来予想を併せて開示することを提案(Q37-41)。

(注) 将来予想はISSB基準には含まれていない。

セクター	オン・バランス													オフ・バランス
	簿価(グロス)		引当金		満期区分					FE				
	金額	%	(内) 不良 債権	金額	(内) 不良 債権	< =5 年;	>5年; <=10 年	>10年; <=20年	> 20 年	加重 平均 満期	スコープ 1・2・3 排出量	(内) スコー プ3	将来予想 排出量	将来予想 参照年度
セクター														
...														
...														
合計														

2. 提案の内容

(4) 定量開示(物理的リスク) — 様式CRFR2

- CRFR2は、**物理的リスクの影響を受けやすいエクスポージャーの開示を提案。**
- ✓ **地理別エクspoージャー**: 物理的リスク(急性・慢性)の影響を受けやすい(a)銀行勘定の法人向けエクspoージャー((b)に該当するものを除く)、および(b)住宅または不動産を担保とする貸付に関するエクspoージャーを対象とし、資産の質(引当金、不良債権の金額)、満期区分を示す(Q25-28)。
 - 物理的リスクの影響を受けないエクspoージャーおよび判断が不能なエクspoージャー(REIT、RMBS、CMBSへの投資等)も合計値で開示。

	簿価(グロス)			引当金		満期区分				
	金額	%	(内) 不良債権	金額	(内) 不良債権	<=5年;	>5年; <=10年	>10年; <=20年	>20年	加重平均 満期
物理的リスクの影響を受けやすい地域または場所										
内、対法人企業										
個人向け住宅ローンまたは商業用不動産を担保とする貸付エクspoージャー										
...										
小計										
物理的リスクの影響を受けないエクspoージャーの合計										
物理的リスクの影響を判断不能なエクspoージャーの合計										
合計		100								

2. 提案の内容

(4) 定量開示(移行リスク) — 様式CRFR3

ISSB:	含まれない
取扱い:	法域の裁量
将来予想:	含まれない

- CRFR3は、**担保不動産のエネルギー効率性水準で区分したエクスポージャーの開示**を提案。

(注) 欧州では、GHG排出量削減に向けた政策の一環として不動産のエネルギー効率性に関する法令が存在。一方、そうした法令のない法域では、開示に必要なデータ（断熱性、気密性、換気性等）の蓄積や整備が進まず、開示は困難となる可能性。

- ✓ **エネルギー効率性の水準**: 担保不動産のエネルギー消費量（例えば、面積あたりの電力消費量(kWh/m²)）に基づき区分を設ける。
- ✓ **エクスポージャー**: 複数の不動産に関連する貸付（エクスポージャー）は、担保不動産のエクspoージャーを分割して区分する。

簿価 (グロス)	エネルギー効率性の水準						エネルギー効率性を 計測できていない 金額
	0; <=100	>100; <=200	>200; <=300	>300; <=400	>400; <=500	>500	
住宅用不動産担保付き貸付							
商業用不動産担保付き貸付							
占有により取得した担保不動産							
合計							
エネルギー効率性の水準別の合計							

2. 提案の内容

(4) 定量開示(移行リスク) — 様式CRFR4

- CRFR4は、**セクター別の排出係数の開示**を提案。

- ✓ **排出係数**: 例としては、鉄を10トン生産する際の排出量や1台の自動車が一定の距離を走行する際の排出量等が挙げられる。また、フォワードルッキングな将来予想値(例えば、2030年や2050年等)および現在値と将来値の差異を開示することが提案されている。

(注1)排出係数(割合)は、分子が排出量、分母は上述の様にセクターによって異なる。

(注2)バーゼル委は、銀行が計測に利用するデータを取引先から入手することは困難となる可能性を認識。

(注3)当指標は、ISSBでも導入に向けた検討が行われてきた経緯あり、今後の検討対象。

セクター	報告年度			フォワードルッキング情報					
	簿価 (グロス)	基準 単位	排出係数	将来的 参考年度 (A)	(A)時点の 排出係数	将来的 参考年度 (B)	(B)時点の 排出係数	報告年度と(A)または (B)の排出係数 の差異	差異を計測した 参考年度
セクター									
…									
…									
…									
合計									

2. 提案の内容

(4) 定量開示(移行リスク) — 様式CRFR5

ISSB:	含まれない
取扱い:	法域の裁量
将来予想:	含まれる

- CRFR5は、セクター別の資本市場・アドバイザリー活動に関するファシリティッド・エミッションの開示を提案。
 - ✓ ファシリティッド・エミッション: 銀行の投資銀行業務に関連した、取引先の排出量。将来予想を含む開示が提案されており、実現可能性について市中に意見を求めている(Q51)。
 - ✓ 計測方法: 銀行の活動年度に発生した取引先の排出量に基づき計測することが提案されているが、詳細な計測方法は明示されていない。

(注)PCAF(Partnership for Carbon Accounting Financials)は、2023年12月に資本市場向けのファシリティッド・エミッション計測方法(Part B)を公表。当指標は、ISSBにおいても導入に向けた検討が行われてきた経緯あり、今後の検討対象。

セクター	資本市場・アドバイザリー活動①(例:引受)				資本市場・アドバイザリー活動②(例:証券化)				合計	
	金額	スコープ 1・2・3 排出量	将来予想 排出量	将来予想 参照年度	金額	スコープ 1・2・3 排出量	将来予想 排出量	将来予想 参照年度	金額	スコープ 1・2・3 排出量
...										
...										
...										
合計										

3. 今後の予定

3. 今後の予定

- 本市中協議文書に対するコメントは、令和6年(2024年)3月14日までに以下のBISのウェブサイトに英文でご提出ください(コメント提出期限は2024年2月29日から延長されました)。
<https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>.
- コメントは特段の断りが無い限り、すべてBISのウェブサイトに掲載されます。